



今帰仁村告示第 83 号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 4 日

今帰仁村長 久田 浩也



- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社オールアバウトライフマーケティング
東京都渋谷区恵比寿南一丁目 1 5 番 1 号
- 2 指定した日
令和 7 年 4 月 4 日
- 3 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入の種類
今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金